

茨木市公契約に関する指針

平成26年12月策定

この指針は、茨木市（以下「市」という。）が行う契約（以下「公契約」という。）の基本的なあり方を明確にすることにより、公平で公正な入札・契約制度の下、公契約の適正な履行を図り、もって市民が豊かで安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第1 公契約は、地域経済の発展と地元企業の成長を支えるとともに、そこで働く労働者の雇用関係の安定を図るため、適正に行われなければならない。

（基本目標）

第2 この指針に掲げる基本理念を具現化するため、次のとおり基本目標を定める。

（1）公平で公正な入札・契約制度の確立

市民に信頼される市政を確立するため、関係法令を順守し、談合等の不正行為を排除するとともに、入札参加者間の公正な競争が促進されるよう、より公平で公正な入札・契約制度の確立に努める。

（2）業務品質及び適正な履行の確保並びに雇用の安定等

公契約において、適正な価格のもとでその品質確保が強く求められていることから、品質の向上に有効と考えられる総合評価方式等の入札方法を拡充するとともに、その履行に係る監督、検査体制の充実に努める。

また、市及び公契約の受注者が一体となって市民生活の向上を目指し、公契約に従事する労働者の安定した雇用関係の確保、障害者雇用の促進、環境保護対策など、様々な社会的要請を政策的に反映することができる制度の確立に努める。

（3）地域経済の活性化

地域の経済振興に寄与し、地域業者の参入及び受注機会の拡大を図るため、競争性や合理性の確保に配慮しつつ、地元企業優先の発注方針を保持しながら、発注方法の見直しを進めるなど、その自主的な経営努力を助長するよう努める。

（個別目標）

第3 第2各号に掲げる基本目標を施策として展開するため、次のとおり個別目標を定める。

（1）公平で公正な入札・契約制度の確立

ア 公正な競争の推進

（ア）一般競争入札の更なる推進

（イ）指名競争入札における指名基準の見直し

イ 入札・契約の透明性の確保

入札・契約に係る事務手続の判断基準、事務取扱要領等の整備、公表

ウ 不正行為の排除

- (ア) 談合情報等に対する統一的な運用基準の整理
 - (イ) 不正行為に対する指名停止措置の強化
 - (2) 業務品質及び適正な履行の確保並びに雇用関係の安定等
 - ア 適正価格での発注の更なる促進
 - (ア) 適正価格での設計・積算への配慮
 - (イ) 過剰な低価格競争抑制のための最低制限価格制度の適用範囲等の見直し
 - イ 価格以外の評価による発注方法の拡充
総合評価方式及びプロポーザル方式の手続の見直し、本格実施
 - ウ 履行成績を評価する仕組みの推進
 - (ア) 履行成績の評価基準の整備
 - (イ) 履行成績の入札・契約への反映
 - (ウ) 不良不適格業者の排除
 - (エ) 受注者の履行能力と品質向上への努力を適正に評価する環境の整備
 - エ 公正な労働条件の促進
受注者の関係法令等の順守と市の公契約に携わる労働者の労働条件等、雇用環境の確保
 - (3) 地域経済の活性化
地域経済の活性化に資する発注の促進
 - ア 市内業者の受注機会の確保
 - イ 市内中小企業の受注能力を考慮した発注方法の検討
(雇用環境の安定と業務品質向上に関する方策)
- 第4 第3第2号に掲げる個別目標達成のための具体的方策は、次のとおりとする。
- (1) 最低制限価格制度の適用範囲等の見直し
建設工事及び工事系委託で実施している最低制限価格の設定対象を役務の提供に係るもの等、業種により可能な業務委託に拡大することにより、業務委託における落札価格の過剰な低下を防止し、市の公契約に携わる労働者の雇用状況等の安定化につなげる。
 - (2) 総合評価一般競争入札及びプロポーザル方式の手続の見直し、本格実施
総合評価一般競争入札及びプロポーザル方式の評価項目等に労働者の労働条件を加味した項目を設定することにより、労働者の雇用状況の安定化を図り、併せて業務品質の向上を図る。
 - (3) 履行成績を評価する仕組みの推進
建設工事及び工事系委託で実施している検査を役務に係る業務委託に拡大し、指名停止等の措置による成績不良業者の排除を行い、優良業者による業務品質の向上を図る。
 - (4) 公正な労働条件の促進
市の全登録業者を対象とし、業者登録時に「法令順守」、「適正な労働条件の確保」等を記載した指導文書に対する誓約書の提出を求めるとともに、契約締結時に当該指導文書を配布し、登録業者の法令順守の徹底を図る。

この指針に掲げる目標を達成するため、引き続き、具体的方策の検討・推進を図るとともに、状況の変化に応じた弾力的な改善を進めるものとする。